

## 別表1 融資対象外の業種

三重県中小企業融資制度は、保証協会の保証を付することになりますが、保証の対象とならない業種例として、次の表のものがああります。

業種	主な対象外事例	特例
農業・林業・漁業	農業、林業、漁業	素材生産業 素材生産サービス業 鶏卵ふ化業 獣医業 園芸サービス業
金融・保険業	銀行業、質屋、貸金業、 両替業、手形交換所、証券業	クレジットカード業・割賦金融業 金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く） 商品先物取引業・商品投資顧問業 補助的金融業・金融附帯業（資金移動業務を行うもの、前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る） 金融代理業（金融商品仲介業に限る） 保険媒介代理業 保険サービス業
興業および娯楽に関する事業	店舗型性風俗特殊営業（ヌードスタジオ、ストリップ劇場など）、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業	
その他	学校法人、宗教法人、 政治・経済・文化団体、 集金業、取立業	集金業、取立業のうち公共料金または、これに準ずるものに係るものを除く。

詳細については、三重県信用保証協会にお問い合わせください。